



平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 ミ サ ワ ホ ー ム 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 竹 中 宣 雄  
(コード番号：1722 東証・名証第1部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 苅 米 信 俊  
(TEL. 03-3349-8088)

**トヨタホーム株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

トヨタホーム株式会社（以下「トヨタホーム」といいます。）は平成28年11月28日から平成28年12月26日まで、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、本日当社はトヨタホームより、同社が公表した「ミサワホーム株式会社株式（証券コード：1722）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

添付資料：「ミサワホーム株式会社株式（証券コード：1722）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 トヨタホーム株式会社  
代 表 者 取締役社長 山科 忠  
お問合せ先 経営企画部長 鳥居 弘  
( T E L . 0 5 2 - 9 5 2 - 4 8 4 6 )

### ミサワホーム株式会社株式（証券コード：1722）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

トヨタホーム株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 11 月 22 日開催の取締役会において、ミサワホーム株式会社（コード番号 1722、東証第一部・名証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 28 年 11 月 28 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年 12 月 26 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、対象者は、平成 28 年 11 月 22 日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後の平成 29 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式 15,475,749 株、払込価格は 1 株当たり 874 円、総額 13,525,804,626 円）及び自己株式の処分（普通株式 1,389,651 株、処分価格は 1 株当たり 874 円、総額 1,214,554,974 円）（以下併せて「本第三者割当増資」といいます。）について決議しており、本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの所有割合（注）を 51.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）とするために必要な数の株式（但し、100 株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 15,475,749 株）のうち 4,331,249 株（払込金額の総額：3,785,511,626 円）及び自己株式の処分として対象者が決議した株式数（普通株式 1,389,651 株）を合計した株式数（5,720,900 株）について、本公開買付けの決済の開始日の翌日（平成 29 年 1 月 5 日）に払込みを行う予定です。本公開買付けの決済が行われ、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合には、平成 29 年 1 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日翌日及び本第三者割当増資の払込予定日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

（注）「増資後完全希薄化ベースの所有割合」とは、当社が所有する株式数 10,784,100 株に本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することになる対象者株式数を加えた対象者株式数を分子とし、平成 28 年 10 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（38,738,914 株）に本第三者割当増資のうち新株式発行により当社が引き受ける対象者株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

名称 トヨタホーム株式会社  
所在地 愛知県名古屋市中区泉一丁目 23 番 22 号

##### （2）対象者の名称

ミサワホーム株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数       | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限    |
|-------------|----------|-------------|
| 5,460,800 株 | 一株       | 5,460,800 株 |

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,460,800株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,460,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年11月28日(月曜日)から平成28年12月26日(月曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成29年1月16日(月曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(8,243,931株)が買付予定数の上限(5,460,800株)を超えましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年12月27日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|-------|--------------|--------------|
| 株 券   | 8,243,931 株  | 5,460,898 株  |

|                  |            |            |
|------------------|------------|------------|
| 新株予約権証券          | 一株         | 一株         |
| 新株予約権付社債券        | 一株         | 一株         |
| 株券等信託受益証券<br>( ) | 一株         | 一株         |
| 株券等預託証券<br>( )   | 一株         | 一株         |
| 合計               | 8,243,931株 | 5,460,898株 |
| (潜在株券等の数の合計)     | —          | (一株)       |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                                  |          |                           |
|----------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 107,841個 | (買付け等前における株券等所有割合 28.87%) |
| 買付け等前における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 0個       | (買付け等前における株券等所有割合 0.00%)  |
| 買付け等後における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 162,449個 | (買付け等後における株券等所有割合 43.49%) |
| 買付け等後における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 0個       | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%)  |
| 対象者の総株主等の議決権の数                   | 371,519個 |                           |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年11月4日に提出した第14期第2四半期報告書(以下「対象者第14期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成28年10月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(38,738,914株)から平成28年10月31日現在の対象者の保有する自己株式数(1,389,651株)を控除した株式数(37,349,263株)に係る議決権数(373,492個)を分母として計算しております。対象者によれば、平成28年10月31日現在の対象者の発行済株式総数は、対象者第14期第2四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(38,738,914株)から変動していないとのことです。また、対象者の保有する自己株式数は、対象者第14期第2四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の自己株式数(1,389,553株)から、平成28年10月31日現在は1,389,651株へ増加しているとのことです。

(注3) 対象者は、平成28年11月22日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しており、本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、増資後完全希薄化ベースの所有割合を51.00%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うことを合意しております。そのため、当社は、当該合意に従い、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式15,475,749株)のうち4,331,249株及び自己株式の処分として対象者が決議した株式数(普通株式1,389,651株)を合計した株式数(普通株式5,720,900株、払込金額の総額5,000,066,600円)について、本公開買付けの決済の開始日の翌日(平成29年1月5日)に、払込みを行う予定です。当社が当該払込みを行った場合には、(注2)に記載の「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母として使用した対象者の議決権数(373,492個)に本第三者割当増資につき当社が払込みを行う株式(5,720,900株)に係る議決権の数(57,209個)を加えた430,701個を分母とし、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(162,449個)に本第三者割当増資につき当社が払込みを行う株式(5,720,900

株)に係る議決権の数(57,209個)を加えた219,658個を分子として計算した公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」は51.00%となります。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(8,243,931株)が買付予定数の上限(5,460,800株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとししました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成29年1月4日(水曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

#### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成28年11月22日付で公表した「ミサワホーム株式会社との資本業務提携契約の締結並びにミサワホーム株式会社株式(証券コード1722)に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

トヨタホーム株式会社  
株式会社東京証券取引所  
株式会社名古屋証券取引所

愛知県名古屋市東区泉一丁目 23 番 22 号  
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号  
愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号

以 上